

### 3. 国立大学法人筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する

#### 法人細則

〔平成17年7月7日〕  
法人細則第20号

改正 平成19年法人細則第9号

平成23年法人細則第25号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。)第47条第2項及び第53条の規定に基づき、休学、復学、転学、留学及び退学の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学)

第2条 学群学則第47条第1項の規定により休学(学群学則第48条第1項の規定により休学期間を延長する場合を含む。)しようとする学生は、学群長に対し休学願を提出しなければならない。この場合において、学生は、あらかじめ、クラス担任教員又は卒業論文若しくは卒業研究の指導教員(以下「クラス担任教員等」という。)の指導助言を受けなければならない。ただし、学生が、やむを得ない事情によりクラス担任教員等の指導助言を受けられないときは、この限りでない。

2 休学の事由が疾病であるときは、前項本文の休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学群長は、第1項の休学願が提出されたときは、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあつては専門学群教育会議(以下「教育会議等」という。)の議を経て、休学の許可又は不許可を決定する。

4 学群長は、休学を許可したときは、休学許可書を交付するものとする。

(休学の命令)

第3条 学群学則第47条第2項の規定により学群長が休学を命ずる場合は、医師の診断に基づき、教育会議等の議を経るものとする。

2 学群長は、休学を命じる場合は、当該学生に対し、理由及び休学を命じる期間を記載した文書を交付するものとする。

(復学)

第4条 学群学則第49条の規定により復学しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、休学の事由が疾病の場合は医師の診断書を添えて、復学願を学群長に提出しなければならない。

2 学群長は、前項の復学願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、復学の許可又は不許可を決定する。

3 学群長は、復学を許可する場合は、当該学生に対し、復学許可書を交付するものとする。

4 学生は、休学期間が終了し、復学するときは、クラス担任教員等の確認を得て復学届を学群長に提出しなければならない。この場合において、休学の事由が疾病であるときは医師の診断書を添えるものとする。

(転学)

第5条 学群学則第50条の規定により他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、他大学の受験許可願を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の受験許可願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、受験許可書を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた学生が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、第7条に規定する退学の手続をとらなければならない。

(留学)

第6条 学群学則第51条第1項の規定に基づき学生が留学しようとするときの手続は、国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則(平成17年法人規則第18号)の定めるところによるものとする。

(退学)

第7条 学群学則第52条の規定により退学をしようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、退学願を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、教育会議の議を経て、退学許可書を交付するものとする。

(様式)

第8条 第2条から前条までに規定する願書及び許可書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。

2 この法人細則の施行の際現に休学又は留学している者は、この法人細則の規定により休学又は留学を許可されたものとみなす。

附 則 (平19. 3. 27法人細則9号)

1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る休学、復学、転学、留学及び退学の手続については、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平23. 9. 29法人細則25号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。